

# 平成28年9月甲良町議会定例会会議録

平成28年9月6日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	西川誠一
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	木村修

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	学校教育課長	藤村善信
税務課長	山田禎夫	教育総務課参事	福原猛
税務課参事	上田和光	産業課長	川嶋幸泰
住民課長	米田志保子	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	呉竹センター館長	山田光義
企画監理課長	中川雅博	会計管理者	寺川貴代美
人権課長	陌間守	保健福祉課長	小林千春

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	山崎志保美
------	-----	----	-------

(午前9時01分 開会)

○木村議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成28年9月甲良町議会定例会第2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 山田裕康議員および5番 野瀬議員を指名いたします。

日程第2 昨日5日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、3番 山田充議員の一般質問を許します。

3番 山田議員。

○山田充議員 職員の横領事件について。事件発覚から7カ月が経過しています。町長は議員やマスコミに元職員を告訴すると明言してから、いまだに告訴できていないのは、告訴すれば町役場にとって何かほかの問題が発覚するからなのか、何もないなら早急に告訴すると確約できるはずです。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 昨日も申し上げましたとおり、現在、告訴に向けて取り組みをしているというところがございます。告訴すれば町役場にとって何かほかの問題が発覚するからなのかということにつきましては、決してほかの問題が発覚するから告訴が遅れているというようなことではないということをご理解いただきたいと思います。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 それで、告訴はいつやってくれるんですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 昨日も申し上げましたとおり、期日の方は定かにこの日までにといったようなことについては明言することはできないわけでございますけれども、顧問弁護士と警察との告訴協議の中で立件可能な証拠作成のために時間を要しているといったようなところの答弁しかできないというところでご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 議員全員に書面で送ってもらえますか、告訴するというのを。確約できますか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 告訴につきましては、今までからも、これから必ず告訴をするといったようなところで取り組んでいるということをご理解を

賜りたいと思います。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 次にいきます。当事件その他の調査について、不祥事を起こした役所が調査したところで、世間に信用してもらえない。今は原因究明からして不十分ではないか。したがって、第三者による特別委員会を設置し、この件の原因究明と再発防止策を講じなければならない。設置すると回答しているが、早急に第三者会議を設置することを確約できますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 第三者委員会の設置につきましては、以前から述べていますように、客観的に問題点の解明、検証が必要ということは認識しておりますので、第三者委員会の設置はやっていくということで考えております。当然、第三者委員会ですので、外部の有識者に入っていた中での公金の収納事務あるいは行ってきた事務についての全面的な点検作業も含めてやっていった中で再発防止策を講じていくということをする必要があるということは思っておりますので、第三者委員会については必ず設置してやっていくことを考えております。

ただ、時期的にはちょっと今のところは具体的にいつということは考えておりませんが、今、税務課の方で弁済費用のさらなる検証と、それから告訴に向けての資料の整理等々をしておりますので、その進みぐあいを見ながらということで考えております。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 必ず設置してくれるんですか、第三者委員会は。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 繰り返しになりますが、必ず全容解明をしていく必要があると考えておりますし、やらなければやっぱり住民の信頼の回復はないと思っておりますので、ちょっと今日のところではいつということは明言できませんが、必ずやっていって、明らかになったことについては、議員も当然ですが、住民の皆さんにも明らかにしていった中で改善策も示していきたいと思っておりますので、今のところはそういうことをご理解をお願いしたいと思います。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 次にいきます。町長と議会の責任について。行政が不祥事を起こし、町民に対して不信感を与えているとき、町長は町運営に、議会は行政の監視、監督を果たす責務がある。議会進行の中で、行政の不祥事を容認する態度をとっている議員は、選挙区に議会であって立ち位置を報告し、町民の意思に沿っているか問い直し、間違いであればすぐに辞職を考えるべ

きではないだろうか。町長も町運営に誤りが無いか、町民に信を問う必要があるのではないか。不祥事続きの町運営や部下の不祥事に町長として責任を取らないつもりか。

○木村議長 町長。

○北川町長 議員の質問にお答えをします。今の質問の中で、議員さんのことについては私が発言することではありませんので、控えさせていただきますが、町運営に誤りが無いか町民に信を問う必要があるのではないかということに対しましては、もう既に町会議員の選挙が終わった後に、私の信を問うリコール運動が展開されました。その結果、リコール運動が途中で中止をされたということは、町民の皆さんの信を問うということについては一定の信任を得たのではないかと私は判断をいたしております。

最後の不祥事続きの町運営や部下の不祥事に町長としての責任はどうなのかということについても、ご承知のとおり3月議会において私の減給の条例改正案を提出させていただきましたが、それは甘いと言われ、議員発議で月60%の減給の1年というようなことで発議が可決をされました。昨日の議会で半年に短縮ということになりましたが、60%、6カ月という前例のない重い処分を受けたことを真摯に受けとめて反省をさせていただいておりますので、それ以上の責任をとる必要はないのかなと思っております。

ただ、信頼回復に向けて、これからは職員一丸となってしっかり頑張って、行政運営に取り組んでいきたいと思っております。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 各集落で、支援者は不祥事に対して賛成しているのかと議員さんに聞きたいわけですね。これはいいです。一応、終わります。

○木村議長 山田充議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番 山田です。議長の許可をいただきましたので、これから一般質問を行います。ぜひよろしくをお願いします。

まず、9月に入って米の刈り取り時期ということで、農家さんはお忙しくされているところです。道の駅におきましても、これから新米フェアなどのイベントを行うと思いますし、彦根梨の最盛期でもあって、去年は一時、出荷停止ということで売り上げを下げたのですが、今年は順調に入荷されていますので、今年は売り上げ増になっていると思いますので、期待を込めて質問をしていきたいのでよろしくをお願いします。また、私の質問は本当に基本中の基本しか質問しないので、しっかりと答えていただきますようよろしくお願いします。

道の駅の指定管理業者の経営状況はということで、①の質問の現在の売上状況はどのようになっているのかお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 指定管理業者の経営状況ということで1番から10番まで質問をいただいておりますけれども、全体的なことを先に言わせていただきたいと思います。

指定管理業者の経営状況ということでありますが、基本協定に基づいて、平成27年度から実施されているところであります。年度の事業計画あるいは事業報告につきましては、毎年提出されており、事業報告を見ますと、現在のところ順調に進んでいると評価しているところでございます。

ただいまの質問の1番の現在の売上状況はどのようになっているかということでございますけれども、8月24日現在で6,252万8,280円となっております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 去年までちょっとシートでいただいていたものがあるんですが、今年は全然いただいていないというのがあるので、またそちらの方をきちんと、引き継ぎの方はどうなっているか知りませんが、出していただけますようよろしくお願いします。

それで、今年は目標があると思います。それに対しては今は何%いっていると指定業者は言っているんですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 率はちょっと今出しておりませんが、昨年度の約半分以上は今のところできていますので、これから秋にかけて売り上げが上がるということなので、目標は達成できると、今のところ半分、50%ぐらいでございますけれども、9月、10月、11月で売り上げは伸びてくると思います。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 指定業者との会議とかをやっているとは思いますが、今年の目標に対して、4月の目標が幾ら、5月の目標が幾らとかいうふうに、指定業者の方が出しているのが普通であって、その目標に対してやっていく、それに対して役場の方が管理していくという、こういう流れが普通だと思いますが、今のお答えを聞いているとやっぱりそういうようなこともされていないような気がします。それに、私も前回の質問で言いました、ピザ屋ができて売り上げが大分伸びていると前回お聞きしまして、今年はもう一応、目標に対しての修正はしないのかということで、修正はしないと。2番目に書いてある、ピッツェリアウノの売り上げで完全に目標はいくと私は前回の質問で宣言してきましたので、今年はいくのは間違いないと私も踏んで

いますけど、やはり、4月の売り上げが幾ら、5月の売り上げが幾らとか、やっぱり目標はきちっとそれを把握して、役場も監視するというのが普通のやり方というか、これが基本ですので、それが何もできていない、目標に対してもわからん、前年対比でしかわからんのでしたら、役場は何してるのか、見ているだけかということになりますので、しっかりところら辺を指定管理業者と話し合っけきちっと今年度の目標は、後どれだけやって、どうなっていくのか。次の方に質問が入っていますので、次にいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次ですけど、2番のピザ店のピッツェリアウノというところの売り上げは、今のところ1日幾らとか、どのくらいいっているのかお答えください。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 済みません。月の平均等を出しておりませんが、現在の売上高につきましては、8月24日現在で1,095万5,450円の売り上げということをお聞きしております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 前年度と売り上げがどのくらい上がっているのかというのを聞くと、大体1日の売上状況をお聞きしますが、よろしくお願いします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 その点につきましては、今把握はしておりません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 質問を書いているんやから、ちゃんと把握しといてくれな困るやろ。いつ答えてくれますか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 後ほど資料を出させていただきたいと思います。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 また、明日には答えを出してください。今、そのピザ店ですけど、何人の方が従事しているのかちょっとお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 2名でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 2名と言いましたけど、ちょっと買いに行ったときはもっといてたような気がしたんですけどね。それはもうまた言っていただいたらいいので、ちょっと調べてまたよろしくお願いします。

次の質問にいくんですけど、ちょっと今、ピザ店のが全然わからないということで、明日中にでもまた答えをいただいたらよろしいので。

次の③の質問なんですけど、地場野菜をそれぞれが出して、それはどのく

らいになっているのかお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 会員の方の、昨年度の4月から7月までの販売額が3,247万7,143円に対しまして、今年同時期の販売額、4月から7月でございませけれども、3,512万3,051円ということで、300万円ほどの伸びとなっている状況でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 去年より大分、実績が伸びているということなんですけど、今年度1億6,100万円でしたか、売上げの目標に業者の方が書かれているんですけど、これは地場野菜の方の売上目標に対しては指定管理業者の目標の設定に比べてどのようになっているのかお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 済みません。そこまで資料を調べておりませんので、申しわけございません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やっぱこういうようなこともしっかりと把握せなったら、ただ見ているだけやと言われても仕方ないのでね。次にいきますけど、もう答えられないということなので。次の質問はもうはっきりと書いてあるので、聞いていただいていると思うんですけど。

4番なんですけど、平成28年度の目標、1億6,100万に対して、今年度は3月いっぱいどのぐらいまでいくということを言っているのかお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 これにつきましても、目標に対して現在、先ほど言いました6,250万ほどの売上げになっておりますので、8月以降、去年並みの売上げとしましても目標は達成できるということを業者の方は言っております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 達成じゃなしに幾らいくのか。今年がこんだけで、簡単に考えて足し算したら、前年を足したら大体幾らぐらいで、それに対して指定管理業者は何%、売上げを伸ばす努力をすとか、そういうところをきっちり聞いてもらわないと、答えにならないんですよ、これははっきり言って。また、そちらの方もはっきりと指定管理業者に何%、売上目標に設定してやっているんやとか、そういう管理が全然できていないように思うので、ちょっとここら辺もまた聞かせてください。これは、後でいいので、よろしくお願ひします。

続きまして、⑤なんですけど、農産物の栽培拡大を図るために栽培指導ということで、最初はキャベツ、ブロッコリー、じゃがいも、ニンジン、ネギ、ゴボウを進めることになって、苗などの配布を行うと最初は指定管理者と決めてあったんですけど、途中で何か補助金制度に変わるという、前の産業課長からの答えで変わっています。それで今回、補助金になったということで、どのぐらい農家さんからの申請があつて、どのぐらいの面積というか、現況はどうなっているのかいうのをちょっとお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 以前は、ここに書いてあるようなことでしたけれども、昨年度の年度末に対象品目を検討させていただきまして、7品目、タマネギ、ネギ、紅はるか、これはサツマイモです、ジャガイモ、ニンジン、ショウガ、トウモロコシの7品目を対象品目ということで、耕作2アールに対して苗の購入費の2分の1補助を決定されているところでございます。それで、補助金の上限といたしましては、何人もいらっしゃるんですが、申請者ごとに5万円以内ということになっており、現在の申請件数につきましては2件でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これに対してもプロのシンセニアンやったかな、やるということ聞いていたんですけど、今、聞いていますと、2件の申請でやっているということにして、これに対して最初の目標、指定管理者が契約したときの目標で、増やしていくと、あれほど明言されていきました。それに対して今のところは2件しかやっていない、どんなことをやっているのかちょっと目に見えてこないような数字なんですけど。これに対して、2件ではちょっと質問しても全然。多い方でどのぐらいの面積を増やしてやっているのかと質問しようと次に考えたんですけど、2件ではちょっと質問もできるような状態ではないということ今、考えていたんですけどね。実際、この指定管理者はどんだけの目標面積を定めて、どんだけの売上目標を定めて、最初、役場の方との契約のときに約束事をしていたのかというのはいないんでしょうか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 申しわけございません。私は面積目標というものを把握しておりません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ⑥の方で面積目標も書いてあるんですけど、これは答えられないということでしたら、はっきり出しているんですから、シンセニアンに聞くなり何なりしてもらっていないと、一般質問が成り立たないのでね。は



つきりとお願ひしますわ。出していても意味がないような一般質問やったらやっても意味がないのでね。このシンセニアンは今後どうやっていくかというのでも聞こうと思ってたんやけど、一切接触はないんでしょうか、業者と。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 道の駅への出荷を支援するという事で、町の農業振興になげたいという事を思っておりますし、その方法としては野菜づくりの講習あるいは研修を、専門家を招いて業者の方はやっておりますので、それに努力しているということでございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 講習とかをやっているということなんですけど、やはり道の駅は売り上げを伸ばさなったら何にもならないのでね。ただ、講習をやればええんかということではなしに、やっぱりそういうところをきちっと役場が管理せなったら、これまた来年になったらどうなるか。やっぱり5年契約でやっている以上、5年契約できっちりとやってもらわなったらあかんので、毎年、毎年、勝負の年というか、5年しかないので、しっかりとやってほしいと思いますので、よろしくお願ひします。シンセニアンの、目に見えない今の答えではあれですので、きっちりと詰めておいていただきたいと思ひます。また、12月に聞くかわかりませんし、12月に聞かなかつたら、3月にでもどつちかで聞きますので、きっちりやっというてもらわんと、何か任せつきりで、ほつたらかしやという気がするので、よろしくお願ひします。何か質問するんも嫌になるな。

次、7番目ですけど、ピザ店のウノの職人は何か最初に聞いたら、3年契約と聞いていたように思ひんですけど、これは本当なんでしょうか。それをちょっとお聞きしますわ。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 会社の方に確認はさせてもらったんですけども、当社の契約のことなので、答えることができないということで返答をいただいております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 契約しているのに、答えられへんということですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 当社の契約の話のことなので、答えることができないということで、どこからその話が出てきたのかもわからないという話でございました。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。ずっとやっていってくれるということによろ

しいですね。

そしたら、次の質問に入らせていただきますけど、⑧にいきます。最近ではピザ店のピッツェリアウノのことはよく新聞に出ていますし、今は彦根梨グルメということで、彦根梨のピザを提供するなど行っていると新聞に載っていました。冒頭にも、昨年もやっていた新米フェアのことを言いましたが、これから下期に向けて、どのような企画で道の駅では売上増につなげていくのかお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 これも駅長の方に確認させてもらったことですが、会員の販売も伸びているということで、今までどおりのイベント等の計画をしながら、広報活動をしていきたいということで、集客を増やしていきたいということを言っております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 もう全然、企画の方はやっていかないということでしか答えをもらっていないということで今、聞いたんですけど、やはり、役場として道の駅の方で何かやることはあるんでしょうか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 一応、指定管理ということで、道の駅のことは、販売のことは業者の方に任せておりますので、その点につきましては、業者の計画で、1年間の計画も立てておりますので、そのようにしたいと思います。ただ、町といたしましては、フェスタとかにつきましては、今度しますけれども、そういうようなものについては産業課としてかかわっていきたくて考えております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これからもそういう企画とかがあろうと思ったら、どんどんやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、次の⑨なんですけど、これもちょっと答えられるかどうかかわからないんですけど、道の駅のピザ店がオープンして、29、30、31年度で指定管理業者が運営を行っていくのですが、売上増に向けて、また新たな戦略を考えているのかどうかを、どう言っているのかをお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 これにつきましても、駅長の方に確認をさせてもらいまして、お答えさせていただきます。今現在の店舗の販売だけではなく、地元の商品を使った商品開発と販売ルート等の開拓を行っていきたいということを述べております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これからずっと開拓をやるということなんですけど、ピザ店みたいなああいう売上増につながるというのはやらないということですのでよろしいですね。

次の質問が一番聞きたかったんですが、31年度は最終目標の1億8,100万となっておりますけど、今、指定管理業者の方がやって、2年弱になっているんですけど、これに対して今現時点では1億8,100万円の売り上げを31年に達成するには、今、目標に対して何%、指定管理業者ができていますと、これに対して100%に31年度にそれをやってもっていきと言っているかと聞きたいんですけど、答えられますか。答えられなければもうよろしいので、また後で言うてくだされば、よろしいんですけど。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 パーセントにつきましては、申しわけございません。聞いておりませんので。まだ2年目ということで、単年度の目標に対しては順調に進んでいるということをお知らせいたします。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今年度は、ピザ店の売り上げによっていくのはもうわかっていますので、勝負は来年度からやと思いますし、1,000万ずつぐらい上がっていますので、1,000万か2,000万で今年6,100万が8,100万ということで、努力も並大抵ではないと思いますので、現状からいくと、今、聞いていますと、農家さんの方へのメリットの面もこれから沢山やっていかなきゃならないということがありますので、しっかりと目標達成していただいて、農家さんにメリットがあるような経営状況になるように頑張ってください。よろしくお願いします。

それでは、次の2番目の質問の中学校の自転車通学における事故防止策はということでお聞きしたいと思えます。

①の質問ですけど、自転車通学の生徒に対してどのように指導しているのか、ちょっと大まかにでもよろしいのでお願いします。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 生徒への指導につきましては、毎日、安全な自転車の乗り方については声がけをしております。そして、毎朝、中学校周辺の横断歩道2カ所に立ちまして、交通指導を行い、また下校時には職員の半数が各地点へ行って生徒の安全確保や交通指導を行っております。また、雨の日には簡易なレインコートを貸し出してありますし、また、交通安全週間や事故多発警報等が出たときは、生徒指導通信を通じて保護者の方に交通安全や改正道路交通法による危険行為について啓発をしているところでございます。また、今年、警察と連携しまして、交通安全教室の方も開催させていただいて

おります。10月から保険の方は義務化になりますので、中学校の方では全生徒が甲良中学校団体自転車総合保険に加入をしているという状況でございます。

以上です。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。この前ですけど、私が車で走っておりますと、中学校の正門のところに来ました。そのときに女性の生徒が出るのをちょっと待っていたので、右車線の方に寄って走っていたんですけど、その横から男子生徒がノンストップで正門から出てきて、左へ曲がるのが、中の中央車線ぐらいのところまで来んことには左に曲がれんし、猛スピードでノンストップで出てきた。本当に左車線に入っていたらぶつかっていたとこですわ、はっきり言って。それで、中学校の方にも正門からそんなんしてるで、ちゃんと正門にも立って、ちゃんとせなあかんということで、ちょっと電話の方もさせてもらったんですけど、行きだけじゃなく帰りの方もね。左に曲がるのに、中央車線近くまで飛び出して曲がるような猛スピードで出てこられたら、本当に危険なので、出るときにもちょっと気をつけていただきたいなということをおっしゃったので、電話もさせていただきましたが、ちょっとそれをお願いさせてもらいますので、出るときも気をつけるようもっと言っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

そして、次の質問②にいきたいんですけど、前はヘルメットとかを皆、していたんですけど、今はどのような状況になっているのかちょっとお聞きします。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 自転車通学生はヘルメットを着用して通学するのが望ましくなっていますが、現在はかぶれていない状況でございます。ただ、教育振興に役立ててほしいというふるさと納税の基金を活用しまして、生徒の安全確保のため、来年度より中学生全員にヘルメットの方を配布するという町長の強い思いもありますので、12月補正の方で予算計上させていただいて、3月には新1年生、2年生、3年生の生徒に配布をしようと考えているところでございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。やっぱりヘルメットは昔は全部、私ら子どもも持っていたのに、今、全然ないというのがちょっと不思議であったんですけど、これからやってくれるということで、いい返事をいただきましたので、よろしくお願ひします。

次の質問が、交通安全教室のことを聞こうと思ったんですけど、先ほど答

えの方を言っていただきましたので、もうこの質問の方はちょっと飛ばせてもらいますので、次の④の質問にいかせてもらいます。

この間、新聞で自転車の危険運転者に安全運転講習を課す改正道路交通法の施行、昨年6月1日以降、県内で危険行為が18件、指導警告が7,518件あったと新聞記事に載っていたんですが、指導などを受けた者はいないかお聞きします。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 現時点では、指導を受けたという報告は聞いておりません。甲良町の駐在所に尋ねましたら、甲良町内で指導警告はゼロであるという返事をいただいております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 すばらしいですね。これをしっかりと指導していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、⑤の質問に入らせていただきます。

最近、新聞記事によく載っているんですが、人気のゲーム、ポケモンGOというのがすごくはやっておりまして、ゲームをしながら自転車に乗っているとかいうのを最近、私らも運転していると見かけたりするんですけど、現状ではどうですか。大丈夫でしょうか、お聞きします。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 自転車に乗ってのゲーム等は大変危険な行為と認識しております。自転車の安全な乗り方につきましては、引き続き子どもたちの方へ指導を行っていきたいと考えております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今のところは全然されていないという判断でよろしいのでしょうか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 今のところ、そういう危険な行為があったというような報告はございませんが、ただ、全国的に、先ほど言われたゲーム等ははやっておるということで、やっぱり危機感を持って指導をしていきたいと思っております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 報告はないということなんですけど、この問題についてちょっと聞きたいんですけど、小学校の方ではこういうのはどうなっているのか、ちょっとおわかりでしょうか。わからなければ、もうよろしいんですけど。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 先ほどはやっているゲームというのが、夏休み中に配信

されたということがありまして、まだ2学期が始まったばかりなので、そこら辺の集約というか、まだ聞けていないのが現状でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やはり、そういうのはやっていると、どうしても授業中とかもするとかいうことも出てくる可能性もありますので、ちょっとそこら辺をしっかりと監視していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の⑥の質問で、⑤の質問に関連してのことなんですけど、ニュースなどで深夜に中学生とかがゲーム、今のポケモンGOですけど、聖地とか言われているところ、公園などに深夜にでも出歩いて補導されていることがよく新聞で騒がれておりますし、書かれておりますけど、今、そういうような補導とかされたということはないんでしょうか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 深夜に中学生がゲームをして出歩いて補導されたというような報告はございません。ただ、このことにつきましても日ごろから深夜徘徊等をしないようにという指導をしておりますので、引き続き行っていきたいと考えております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今のところないということなんですけど、これからまたどんどんはやっていくと出てくる可能性もありますので、やはり聖地とか言われて、携帯とかで見えていますと、滋賀県立大学の方で何々を見つけたとか、金亀公園で何かモンスターをつかまえたとかいうのがいろんなのが出ていますので、それを目当てに行く方とかがいると思いますので、よろしくをお願いします。

そういったことで今、どうしてもスマホのゲームの依存症みたいな形で、1日16時間やるとかいうので、よくテレビでやっていて、もう携帯を取り上げる、そういう塾みたいなどころというのもやられている、そこにも殺到して入っていて、ゲームを取られてということがよく言われたりするんですけど、ちょっとここの方で聞きたいんですけど、やっぱりそういうことに対して家でもスマホのゲームばかりやっているとか、夜も寝ずにやっているとかいう、保護者から相談とかあったんでしょうか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 保護者から相談ということはまだ聞いておりませんが、やはり長時間のゲームというのが問題とはなっておりますので、学校の方からの保護者の方へは啓発等はしているところでございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そうならないように、こちらの方からちゃんと監視してくれ

と言っていたいているということなので、これはいいんですけど、この補導に対して、深夜に出歩いているのがあったときに、一応、先生方が学校の方でもちょっとパトロールとかやられたんでしょうか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 ゲーム等のことについてのパトロールはやったということは聞いておりません。ただ、夏祭りとか花火等については非行防止ということでパトロールをPTAの方と一緒にってはおります。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。時間の問題で次の方に入らせていただきたいと思えます。

次、着服事件においてのその後の防止策はということでお聞きします。

①ですけど、事件以後、現金の取り扱いに対するマニュアルはどのようになったのかお聞きします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 まず、事件以降の現金の取り扱いについて、事件以降すぐ、税務課の窓口での現金の取り扱いは税務課職員がせずに、会計の方に行くといったようなことは既にもう行われておりました。そこで、私は4月から税務課になりまして、そのほかの現金の取り扱いについて手順を定めて、現在運用させていただいております。

その1つが、税務課の諸証明の交付手数料というのが、1件1枚300円とか、納税証明とか課税評価証明の関係につきましても、現金を取り扱うこととなりますので、そのことについては手順を定めて運用をしているところでございます。

それともう一つは、有価証券であります切手の取り扱いにつきましても税務課の切手使用管理台帳を作成いたしまして、そこで手順を定めて現在運用しているところでございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 現金の取り扱いの手順をつくってやっているということで、それは職員に全部徹底されていると思うんですけど、銀行の方へ支払いに行くということなんですけど、銀行の方も全部ずっと居るわけじゃないので、税務課の方でたまたま預かったりとかすることもあるかと思うんですが、お昼休みに行っていたとか、トイレに行っていたとかいうことになると、そういうときのダブルチェックとか、業務分掌、そういうのもつくっておかないといけないと思うんですけど、どうなっていますか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 現在、一切、現金を税務課で預かるということはしておりま

せん。お昼休みに持ってこられても、もう会計の方にとということで、会計の方で収納していただくというようなことで行っております。夜、例えば持ってこられても、これはちょっと預かることができませんので、例えばコンビニとかそういったところで納付をしていただきたいといったようなところでお話をさせていただいているところでございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 何か不親切なことになったな、それによって。はっきり言って、コンビニに行ってくれとか、もしお年寄りが来ても、コンビニに行けとか、こちらで預かってもらえればそれで済むことが、何か町民に対して不親切なことをやっているということになって、ただ、私が言うのは、業務分掌でやってくれて、誰がダブルチェックをするとか、そういうようなことをしたら預かることは可能なのに、そんな不親切なことをして苦情とかなかなか今ふと思いましたので、ちょっとこれは不親切過ぎると思いますので、きっちりそこら辺はダブルチェックは誰が行うとか、最終の検印は誰が行うとか、入金票なら入金票をつくって、預かった者は誰か判こを押して、再鑑したんは誰が再鑑したかの判こを押して、最終、会計室に預けるのは課長だったら検印を押して、課長が自分で持っていったら、3人も目を通したら間違えることはないんやから、やっぱりそういうようなことでもやらないと、それはちょっと不親切過ぎると、ちょっと考えた方がええかなと思いますので、また再考して、よろしく願いますので、答えはよろしいです。

次の質問にいきます。これはセンターの方では全部、先ほど言われている会計室がないので、預かっていると思いますので、②と③、同じですので、呉竹センター、長寺センターについてどうしているかお聞きします。

○木村議長 呉竹センター館長。

○山田呉竹センター館長 今のご質問にお答えします。昨日ですけど、西川議員の方から職員は危機感を持ってということをはしひしと心に刻みながら聞いて、その答えという形になるかなあと思います。

公金の納付は、納付書でしか受け取っておりません。そのかわりですけど、JAの集金、この事件が起こる前は週に1回でしたけど、週に2回に増やし、センターにおいて公金が貯まる時間を短縮しております。そして、職員が公金を預かって、そしてその現金を持ってどうにかするという事は一切行っておりません。公金の集金はJAの方でお任せしているということです。長寺も一緒でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それはJAの方に預けているということなんですけど、④なんですけど、業務分掌、主として誰が預かるか、ダブルチェックを誰が、再



鑑を誰が行うか、最終検印は誰が行うかといったような業務分掌はつくられているんですか。

○木村議長 呉竹センター館長。

○山田呉竹センター館長 センターの職員、今、正職1人、専門職、先生1人、嘱託2人で、4人で業務を行っております。ただ、やはり私も含めてですけど、出張とか出向くことがあります。そのときのきちっとした業務分掌をつくって、4人が公金を取り扱っております。そして、現金を預かったときにはダブルチェック、両センターにおいても行っております。窓口に来られた納付者の顔と名前、職員2人が確認し、周知した上で公金を受け取っております。そして、どうしても1人のときがあるときには、必ずそのときの報告を聞いて、そして朝の打ち合わせで前日の納付者の状況を報告するようにしております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それは、着服事件があってやったのか、それとも、前からやっていたのか、ちょっと変わった点とかがあったら教えてほしいんですけど。

○木村議長 呉竹センター館長。

○山田呉竹センター館長 変わった点は、やっぱりダブルチェックというところが変わりました。職員1人に任せていたこともありますので、2人でチェックするということに変えました。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 前回、ダブルチェックのことを聞いていて、全然やっていないということで、ダブルチェックは着服があるまでどこでもやっていなかったということが今わかりましたので、しっかりとダブルチェックはもう20年、30年も前からやっていることですので、それだけ遅れているのかということがはっきりとわかりましたので、しっかりとやってください。

それで、先ほど週に2回集金に来ているということでお聞きしたんですけど、JAに渡すときに合計金額のチェック、JAに渡すので、現金有高表みたいなのをつくっているかと思うんですけど、その最終チェック、これもダブルチェックを行っていると思うんですけど、そういう最終チェックというのはやっぱり館長がやっているんですか。

○木村議長 呉竹センター館長。

○山田呉竹センター館長 私がチェックするのと、私が出張でいないときには専門員できるように指示をしております。そして、預かった現金は今、2回と言いましたけど、火曜日、金曜日とJAに指定をして、センターで金庫に現金を預かる期間を減らしております。JAの職員が来られたときには、台帳を見せて、そして納付書と職員2人が立ち会って確認して、そして、JA

の職員に捺印、サインをもらってお渡しするという形で、職員が現金を持つ  
ということもなくしているようにしております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 現金をあまり長く置いていないということなんですけど、金  
庫の保険は幾ら入っているんですか。

○木村議長 呉竹センター館長。

○山田呉竹センター館長 金庫の保険のことは存じておりません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 保険に入っていないということですか。会計室もわからん  
のですか。ほかは20万入っているって言いましたやん。

○木村議長 呉竹センター館長。

○山田呉竹センター館長 済みません。センターの方は金庫の保険は入って  
おりません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 びっくりするようなこと言わんといてな、まだ入っていない  
なんて。おかしいやろ、それ。もう言うてもしやあない、これから検討して  
ください。お金を持ってんねやで。その意識自体、管理職はないんかいと言  
われるところや。次にいきます。もう言ってもしやあないので、それは。

次、もう⑥に行かせてもらいますけど、何か腹立ってきてしやあない。両  
センターにおいて現金を預かった金額、名前などは業務日報に書いているの  
か。また、それは着服をされた時期にも書いていたのかということをお聞き  
します。

○木村議長 呉竹センター館長。

○山田呉竹センター館長 現金を預かった月日、氏名、金額、年度、種別は記  
載しているファイルは、事件発覚以前からあります。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 着服以前からあったということで、それに対して、入金され  
ていないというのは、この前から言っているのです、その分はわかったん  
ですか、入金されていないというのは。この日報に書いて、確認作業もやっ  
ていたと思うんですけど、入金されていないというのは幾らぐらいあったの  
かわかったんですか。

○木村議長 呉竹センター館長。

○山田呉竹センター館長 その作業については、もう税務課の方にお任せして  
いますので、うちの方では。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 うちが把握しているのは、各センターの方から台帳のコピー

をいただきまして、そのコピーの台帳をつくっていて、今現在、調査をしているところで把握をしております。会計管理者の方でその台帳の方を持っていると把握しております。現在は調査中と私は認識しております。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 両センター集金の作業ということで、町職員、小島中心に行われていたという中で、本来は入金作業を会計室の方に入金作業を処理するということではございますが、そのあたりについて小島の横領の部分に入っているというところがあったというところですので、その部分について今、調査をしているというところでございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ずっと業務日報に書いていたのに、まだ調査している、何か月もたっているのに。ちょっと合点がいかなのやけど、はっきり言って。何で名前が入って、幾ら入ったというのが全部書かれてんねやろ、センターとしては。それがまだ調査している、もう終わっていてもおかしくないん違うかなと思うんやけど。もう言っているのもしかあないので、もうこれしか言えない、答えは言えないと思っているので。そしたら、調査をしているということは、これからどんどん出てくるということで、こちらは受け取ってよろしいんですか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 その部分も含めて出てくるというところで、確実にそれが着服だというのが認定する部分も出てくるということになると思います。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 センターの方も入金したときに、私が思うのは、現金有高表みたいなものを毎日書いて、農協の方に渡していると思うんですけど、この入金作業に農協が入ったときの通帳に入れると思うんですけど、その確認は誰がやっているんですか。

○木村議長 呉竹センター館長。

○山田呉竹センター館長 確認は私の方で、JAの方で行っております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 もう次の質問に入りたいと思います。

着服事件で、192戸分が出てきたということで、税務課、両センターにおいて机のチェック、どのようにやっているのかをお聞きします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 たしか6月議会のときに議員からご指摘があったと記憶しておりますが、その後、7月の課長会でもちまして、事務所点検についてはそれぞれの所属長が行うようにといったような指示を受けまして、税務課とい

たしましては、これまで1回、それぞれの担当者同席のもと、管理職、つまり私が机の中を確認いたしました。その結果、特段の異常がなかったわけではございますけれども、それを記録して、異常なしということで記録をして、双方で確認したわけではございますので、私とその担当者の印鑑を何日にやったというような記録をやっているところでございます。後ほど、総務課の方から所属長がどのような管理をしているのかといったようなことは、追って総務課の方がチェックをするといったようなことが7月の課長会でもございましたので、そのような対応をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 税務課、両センターのことを聞いたので、この前の記者会見の懲戒処分においては、企画監理課、それと建設水道課、人権課でということと言われて、そこら辺がやっているということをテレビでも言っていました。税務課と両センターだけではないに、ほかの課も現金の扱いをやっているということがわかったんですけど、それからの全部の課に対してはどのようにされているんですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 この間の処分については、日がたっていて申しわけないんですが、少し以前にあったべき事について調査を進めた中での処分ということでございまして、現在は現金の扱いは他課についても極力しないという方針で指示をしております。生活保護費については、どうしても現金払いを望まれる方がいますので、保健福祉課の職員と県の職員が本人に話をしながら渡すというスタイルをとっておりますけれども、それ以外の役場の公金については、原則、現金を扱わないという方針で指示をしているところです。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この前の記者発表があって、机の中に1年間放置していたとか、そういうことを発表で言っていたんですけど、それ以後、今言われた、大分たってからということなんですけど、それ以後、そんなことが起きてなのに、机の中のチェックは、全部の役場のチェックはやったんですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 それについては、各課長が責任を持って行くと。そのことについて総務課へ報告をするということで指示をしておるところでございます。あわせて、その報告内容を見た中で、総務課の方でも不定期にどこの課ということなしに、総務課でもチェックに入りますということで指示をしているところです。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 指示をしているんじゃないしに、やったかどうかというのを聞きたかったんですけど、今現時点で、この前の2人のような伝票を入れたおったとか、現金を置いているとかいうのは、現時点で100%ないと言い切れるんですか、そこを聞きたいんです。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 まだ全部、報告をいただいていないので、言い切れるかと言われると断言はできないんですけど、至急にまとめたいと思います。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 まだ9月議会が始まったばかりですので、21日に閉会しますので、そのときにはお聞かせ願いますようお願いいたします。

それで、きのうの西川議員と野瀬議員の質問で、ちょっと矛盾したところを考えたんですけど、1月14日に発覚したにもかかわらず、昨日のお答えで1月19日納付書が机にあると本人から言ってきたということなんですけど、このことについては質問していないんですけど、このことについてはまた後日、質問させてもらおうと思うんですけど、14日に発覚しているのに、次の日にでも机を全部見るのが普通なんですけど、見んと19日までほっといたということがちょっと疑問に思うのと、着服が発覚しているのに、ほかの職員には言わなくて、その後、朝早く出勤して、机をさわっていたとか、そういうのも聞いておりますし、ちょっとそこら辺の証拠隠滅がされていたんじゃないかと思われるようなことが耳に入ってきましたので、ほんまにこの机を次の日も見ていないのはちょっと疑問に思いますので、ちょっとこのことについてしっかり答えられますよう把握しておいてください。質問しますので。それでなかったら、ちょっと矛盾しているところがありますので、よろしく願います。

次の質問にいけます。プレミアム商品券の超過購入に対するけじめはということで、①の質問なんですけど、プレミアム商品券の購入に際して、2冊を超えて購入した北川町長と建部議員は、6月議会のときは返還されていないということだったが、それ以後、超過購入分の返還をされたのかお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 返還をされておりませんが、販売方法ということでいろいろと問題がございましたけれども、1人1回2冊ということは決定したことでございまして、返還については関係ないと考えております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 1人1回2冊って誰が言ったんですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 それは、庁舎内で町長も入れて全部で決めたことだということで、私はわからないんですけども、そういうような経過を書いておりますので、1人1回2冊ということで、決定されていたということで書かれております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 何か頭に来ること言わんといてな。チラシでは、1回2冊なんてどこにも書いてへんねや。何で答えがころころ変わるの。そしたら、調査委員会とき、答えてへんやんけ。おかしいやろ、そんな言い方。調査委員会、議会軽視になるわ、ほんまに。返還されてへんねやで。1人2冊ってチラシに書いといて、1回2冊って勝手に変えて。何でそんななんなの。お聞かせください。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 チラシにつきましては、チェック漏れで、当初決めていたことが1人1回2冊ということで決められていたことですのでけれども、周知するときにそのチラシにつきましては、1人2冊ということでチェックが漏れていたということで、そんな経過を確認しております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと何かおかしいのか、調査委員会では1人2冊やと言うてるいうてやっていたのに、チラシがほんまやということでやっていたのに、またこのときになって、今、質問で答えが変わってくる。どうなってんの、これ、行政として。何かこれに対しても、あんだだけテレビでやられて、1人2冊って決めているのを勝手に1回2冊になったとかいうて、すごく問題視されて。ほかのところでは、そのようなことをしたら当然のように辞職して、超過購入分も返還して、甲良町だけは別世界と言われている、とても恥ずかしいことしか言いようがないんやけどね。今みたいに答えがころころ変わるけども、超過購入は関係ないですか。誰に言われてんの、そんなこと。言うこと自体がおかしい。これに対してずっと4年間、期間中の一般質問で聞きますので、しっかり答えられるように、次のときには言うていただかないと、こんなころころ変わられたら、質問の意味がない、これ。もう何かやっても、こんだけ変わってきて、答えが変わるんやったら、やってる意味がない。それやったら、前回の質問のときにこういうふうに答えいな。何で今回になった変わってくんの。こっちも聞くさかいにちゃんと答えられるようにしといてな。

次にいきます。次の②の質問に入るんですけど、これはするにしてもどういうふうに扱うのか答えてください、もしするとしたら。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 混乱招かないように、常に住民の立場から公平、公正な行政運営をしなければならないと考えております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今の答えでいうたら、チラシが本物やということを行っているのと一緒ですので、しっかり頼みます。

以上、終わります。

○木村議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩したいと思います。再開は10時半から。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速質問に入ります。

1つ目は、公金横領事件と税務課長の処分についてであります。この問題については、職員による税金の着服というとんでもない事件にもかかわらず、町がいまだに容疑者を告訴もせず、テレビのインタビューなどであれだけ明瞭に着服の事実を自認しているにもかかわらず、警察が逮捕もしない、不思議な状況が続いています。このような異常事態に対しては、何といたっても町長の政治姿勢、リーダーシップが一番肝心ではないかと考えます。そのことを中心に見解をお尋ねします。

1つ目は、町行政のトップとしての責任を発揮してきたのかどうか。いまだ解決していない一因として、反省が要るのではないかと。この項目では、政治的リーダーシップの問題ですから、町長に通告書では質問状にしています。ですから、ぜひそれ以外の実務上の問題もありますが、政治姿勢の問題もありますので、よろしくお願ひします。

昨日、今日と同僚議員のこの件に関する質問がありました。私が感じたのは、政治的リーダーシップの問題を問われているにもかかわらず、町長が指名はもちろんされていません。けれども、進んで解明のために努力をする、こういう答弁姿勢になってほしかったというように思っていますので、よろしくお願ひします。

それで、1番目はなぜ現時点になっても告訴ができないのか考えてみたいのです。1つは、日々の現金入金処理を規則に基づいて確認する体制が長い間確立していなかったことで、横領事実の特定が困難になっていると見られます。

2つ目には、町がとった初動に問題があったのではないかとこの疑問が生じています。そこで、以下、質問をしていきます。

1つ目は、事件発覚当初の対応に不備があったのではないかと思います。元職員Kの刑事責任を問う方針を正面から据えたのかどうか。それを脇に置いてしまったのではないかという疑問であります。いかがですか、町長。町長にさっきから質問すると言ったでしょう。よろしくお願いします。

○木村議長 町長。

○北川町長 今、議員の方から質問がありましたが、発覚の、どうもおかしいなあというような報告を受けたのが、1月14日だったと思っております。それから以降、先ほどから何回も話が出ていますように、小島が机の中に納付書の片割れを持っていたのが1月19日。しかし、その間に小島が確実に着服をしているというような部分の明確なそういう内容が確認されるということが、その短期間では非常に難しい中で、まず、小島がそういうことをしたことに職員も含めて、私もまさかというような思いがありました。職員を信用していたあまりに、その反動でショックが大きい。特に税務課の課内、課長以下8名か9名おりますが、おそらく私と同じ思いを持っていたのではないかなという中で、一日も早く全容解明という言葉は何回も使っておりますが、全容解明に向けては誠心誠意取り組んで、町民の皆さんにそのことを理解してもらおう発表をできるように努めたいと。ただ、今までからいつになったらというようなことも言われておりますが、これは私どもも弁護士さんと相談をさせていただいて、告訴をしようというようなことで、告訴状をつくっていただいた経緯はあります。2回ほどあるんです。

しかし、警察の方に出向くという中で、この告訴状では今現在は不十分であると。仮に告訴を受理したとしても、起訴に持ち込めるという確証部分がないということで、もっとしっかりし中身を調べて、確実に起訴ができるという状況の条件整備をして告訴をした方がいいのではないかというアドバイスもいただいた中で、今日まだその作業に取り組んでいるというような状況でありまして、その間、職員も含め、私も含め、仕事をおろそかにしていたとかそういうことじゃなしに、誠心誠意、一生懸命頑張っておりますが、なかなか電算システム等、非常に本人が複雑な操作をしてわかりにくいような状況にしている中で、これを私ども、システムはケーケーシーが入っておりますが、ケーケーシーの職員さんも含めてその解析に努めているが、言葉は悪いですが、なかなかその尻尾がつかめないというような状況が今も続いている。しかし、一日も早い時期に告訴がしっかりできて、なおかつ税務課長が言いましたように、告訴をしたはええが不起訴にならない、起訴ができるというようなところまでを、いわゆる状況証拠というんですか、確証を得た



段階で告訴に持っていくというための鋭意努力を一生懸命、今もさせていただいているということの姿勢には変わりはないと思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 現時点ですから、こういう現状になっている点で、初動がどうだったのかという点で今、振り返っています。それで、昨日の答弁で明らかになったように、次は参事にお尋ねします。1月19日、Kの引き出しから192戸分の納付書が発見されたことと答弁がありました。すると、横領を認めた14日から当日を入れて6日間、Kが自由に操作ができる、その間に証拠隠滅も実行できた可能性も否定できない。これは、参事自体もタイムラグがあるというように、その間の問題点も認めていた点ですから、これはどうなんでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 事件発覚後、何日かたった後の192枚の領収書が発覚して、それを机の中から発見したというところがございます。それまでにつきましては、どういう内容での横領であったのかというところを当初、前にも申しましたように、100万円、200万円と当初言っていた中で、聞く中でそうではないというところがだんだんと追及している中でわかってきたというところでは、それまでにつきましては、小島の隠蔽の修正とかそういう部分があり得るというところで、当初からパソコンのデータが入力できないように変更しております。そして、机の中身についても出し入れできないように厳重に密閉をしたというところをまずやって、そして、その机のところ座るんじゃないで、別室の第3会議室の方に1人で鍵をかけて、そこでやるように、その中でのやったところの状況について書くように、そして、そこで質問等をしていたというところで、それまで何もしていなかったということではなくて、その後そこに領収書を保管していたということが供述を得たところで、そのところの密閉を開封して確認をしたというところがございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 この6日間、そのタイムラグの間に下の方に、私は最後の方で言いましたが、証拠隠滅の期間があった点です。それは、決算監査のときに、職員にこういう状況が起こっていること、もちろんこれは大々的に知らせることはできません。しかし、町の課長幹部の方々にきちっと報告をして、危機管理をするというのが大事なことでありますから、その間に小島が自分の引き出しから書類をかばんに詰めたことを見た、このことが決算監査のときに監査委員の議員が聞いています。これも大きな疑問点、問題点となります。ですから、192戸が全部の着服額でなかったことについても明らかですか

ら、その分、それ以外の証拠が彼によってどこかに持ち去られている、ないしはもう回復不可能な隠滅をされている可能性もあるわけですから、そのことを見越して調査が必要ですし、その点はどうなのでしょう。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 この192枚の領収書が発覚した以後につきまして、確認をしておるんですけども、それ以外にもあるのかどうかというところを確認したんですけども、この192枚につきましては27年度が多くというところを聞いております。それ以前の分については既に何らかの形でここにはないと。何らかの形でなくしているということは聞いておりますが、これ以前について、192枚以前の分を発覚してから操作したということはないというように考えおるところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 それにしても、日ごろの幹部職員と町長との間の危機管理の点で、私はそういう不自然なデータが発見されたとき、着服が考えられる。そうすると、泳がせるというやり方もやっぱりあったんですね。それで、現行犯をきちっと確認をするというのが大事だったんです。2月2日のときに一番最初の説明会がありましたが、持っていくふり、つまり会計室に持っていくふりをしてだまされたんだというので参事から説明がありました。そういう点から見ると、窓口で現金を納付された方が納めて、そして小島が会計室に持っていかどうか、その間に着服をしたわけですから、その現場を押さえるという方法もあったわけです。これは過去の問題ですから。けども、教訓としなければならないのは、やはり、そういう不自然なこと、つまり、重大な着服の可能性、容疑が感じられた場合にはどうするのかというので、町長と課長がしっかり危機管理をするというのが大事な点だというように思います。

それで、次の②ですが、横領事実を認めたのが翌日の1月14日。そして、19日は町議選の告示があります。選挙前の発表は避けるとの意図が私にはその後すぐに読み取れたんですが、いかがですか。これは、町長にお尋ねします。

○木村議長 町長。

○北川町長 それは難しいでしょう、はっきり言って。14日に連絡を受けて、町議選の告示まで5日しかないんですよ。その間、休みが2日ある。就業日は3日しかないんです。その中で小島が取ったという100%の確証というのは、その時点ではまだ取れていないというようなこともあって、告示までに皆さんに寄っていただいて、横領事件があったという発表はちょっと難しいと私は時間的にそういう部分では無理やなと判断をしておりました。

したがって、もちろん皆さんかて、選挙の準備で忙しいということもあるかもしれませんが、やはり、ある程度確認がとれた時点できちっと説明をさせていただこうと、中途半端な説明はちょっと控えようというようなことです。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 この点では、やはり政治的な対決が進んでいるときでした。既にもう12月には解職請求、住民のグループに議員有志をプラスして解職請求が始まると報道もされていました。ですから、北川町長を期待しますというビラも同時に発行されていました。それで、事件を公表する、つまり、議会に報告するかどうかは別としても、こういうことで着服を認めた、そして、鋭意調査をして告訴に向けてこぎつける、こういうところまでその時点での重大事件として受けとめていることを町として、また町長として公表すべきではなかったのかというように私は思うんです。ですから、町議選がある、もちろん、この町政を左右する大事な選挙です。しかし、同時に行政上の税金が着服、横領されていたという重大事件があります。ですから、これは行政としてはこういう不始末、不祥事が起きていることについては、いち早く報告をし、その時点で名前も公表する必要はありません。そして、そのわかった範囲をきちっと報告するというのが義務ではないかなというように思うんです。ですから、公表すれば、もちろん、これは北川町政に大きな否定的な影響が出ます。それを避けたのではないかというのが、さまざまな方から私は意見を寄せられています。ですから、この問題については、本当にグレーゾーンで残っていますので、改めてお聞きしますが、どうなんでしょうか。

○木村議長 町長。

○北川町長 これは議員がおっしゃる意味もわかりますが、これは受けとめる方のそれぞれの個人の考えというのもあります。私は選挙がある、ないにかかわらず、要するに小島が着服したということのある程度は公表できる、そういう環境が整う、それが任期満了、2月4日が任期満了ですから、任期満了までにはしっかりとそういうことを報告できるようにしたいという思いで取り組んできたと思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、次に進みます。③、発覚当初から両親に弁償の打診を行っていたことについては、2月2日に説明がありました。若い29歳の職員ですから、当時、税務課長の上田氏から将来についても大事な人生ですから、踏み外さないようにというように思っているというコメントもありながら、弁済をしてほしいと家族にも打診をしていると説明がありました。ですから、その後の3,000万がわかった時点、つまり、両親から弁済の申し立てが

あったとき、これは被害回復が最優先、後でもちょっと質問しますが、そういうのが本人の刑事責任、これをきっちりと問うという明確な方針が脇に置かれてしまったというように思われるんですが、それはどうなんですか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 告訴および起訴につきましては、着服した本人でありまして、その弁済についても当然、本人が対するものであるという基本的な考えがあります。ただ、小島の父親との話をする機会の中において、着服に関する弁済についての話はさせていただいておりますが、これは小島本人の刑事責任を脇に置くような意図で話したものではありません。単に弁済の必要性を話したことによるものでございまして、小島本人の刑事告訴および弁護士と警察と協力して進めていくというスタンスには変わりはないというところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 私は2月2日のときも両親を呼んで弁済の打診をしたことについては、それは違ふだろうと発言をさせていただきました。つまり、刑事責任を問うのがまず第一。そして、そうなると思えばいいというスタンスに相手側にメッセージが行ってしまいますし、こちらが重点になり得ないけども、そのことに引張られるというのがあります。それは、被害回復を最優先というように、3,000万の申し出があったときに、全協で説明がありました。それ以前に、先ほども言いましたが、打診をしたことについてがありました。公務員としてあるまじき犯罪で、刑事責任を問う、これが最優先でありまして、被害回復というなら、被害回復の全容の解明をする、そして、犯罪事実の確認こそ最優先ではないかと思うんです。これは、当初、小島が200万、300万と言っていたことが先ほども答弁でもありましたよね。200万、300万なら、これで収められるかというのも町としてはそういう気持ちも動いたというように思うんですが、こういう点では発覚をした時点でもう弁済の打診を両親と話をすること自体、町としてのスタンスじゃないでしょうか。これは、どうですか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 おっしゃるように、第一義は告訴、そして起訴というところはスタンスとしては変わりません。ただ、本人、29歳ということで、父親等にお出でいただいて話をした中に、やっぱりこれは横領したものについては返してもらわんとあかんという、1つの流れの中での話はさせてもらったというところでもございまして、それに重きを置いて話をしたということなくて、これは告訴、起訴するというスタンスの中の一部として、これは原状回復してもらわんとあかんという中での弁済は必要であろうというところ

を話をさせてもらったというところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 初動でなかなかきちっとできなかった、それ以前にも証拠書類が日々処理されていなかったというのは非常に一番大きな問題ですが、そこで、私はこういう問題が起きたときに、町長が自ら町民に直接お詫びする機会、それから、現状の報告、非常に不信を町民は抱いています。以前の答弁にもありましたように、収納の段階、つまり、皆さんの税金を納める意欲そのものにも影響を与えているというように税務課長の答弁がありました。こういうように響いているんです。ですから、会見を開いたのが、やっと3月8日です。全容がわかってからということもありますが、現在の時点でこれは小島そのものが着服を認めている、こういうことから見解を公表するという機会を開くべきだったというように思いますが、町長の答弁を求めたいと思います。

同時に、これは前税務課長の、今の参事ですが、その処分のときも会見はありませんでした。2人のこの間の2日の会見は会見をされて発表されています。公務員法違反の問題については会見なしで、記者クラブにペーパーが回ってきたという程度ですから、そういう点でもこれは不祥事や、それから町の問題点、明らかになったことについては、まず会見を開いて、町のスタンスを直接、町民に説明するのが筋だというように思うんですが、町長いかがですか。

○木村議長 町長。

○北川町長 上田前税務課長、参事の処分については、おっしゃるとおりに彦根の記者クラブの方にファクスを入れさせてもらいました。これは、ルール的にはそういう形でお知らせをするということでもいいということになっておりますので、改めて記者会見をどうしても開かなければならないということではないので、そういう方向でさせていただいたこととあります。

それと、3月8日に記者会見をして謝罪をさせていただきました。以降、謝罪がない、町民に説明がないというように言われておりますが、いずれにしましても私どもとしましては、町民の皆さんには説明責任をしっかりと果たせる環境が整った時点で記者会見なり、お詫びをさせていただくという私の考えでありますので、今の段階では全容もまだはっきりとつかめていないので、その時点で中途半端な発表は控えさせていただきたいと思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 いずれも現時点での町の態度、発覚した当初の態度、それから、調査中の態度、それから、192戸分の納付書が発見されて、4月の段階での訪問調査、それぞれ節目、節目がありました。けれども、全容説明にはま

だ届いていません。けども、そういう現時点でのスタンスを町民に知らせることが大事だったと思います。1月14日にその発覚ですから、2月の広報は当然間に合いません。けども、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月がもう配られています。この7カ月間、町の広報には一言もお詫びも、現状をこういうようにしますというコメントもありません。そして、肝心の9月議会の27年度決算の概要の中にも、この着服事件、1つも書いていないんですね。1行も2行もありません。そういう点では、町民はほんまに不信を持っています。知らなかったら知らなかったで、そういう不信を抱かない人もおられると思いますが、ほとんどの方が報道を聞いているので、今現在どうなっているのかというのは、町民の気持ちです。それに答えたいと思います。

次に、発覚してから7カ月、なぜこのような事件が起きてしまったのか、町長としての反省、現時点での中間的な総括はどういうようにされているのかお尋ねしたいと思います。

○木村議長 町長。

○北川町長 正直申し上げまして、なぜこのような事件が起こったのかという部分については、先ほども言いましたように、予測ができなかったということは事実であります。税務課の職員の皆さんも身近なところで一緒に仕事をしてもなかなかそのところが見抜けなかったということは、本人があまりにも巧みにいろんなことをごまかしながら、そういう犯罪を積み重ねていったというようなことでありまして、残念なことに、やっぱり体制そのもの、例えば二重チェック、そうしたことができていなかったことが、こういう犯罪が発生する要因になったということで、大変その分は危惧しているところでもあります。したがって、今後はそういうことのないように、一生懸命頑張って、職員一同取り組んでまいりたいと思っています。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 現時点でなかなか全容がわからない、けども、こういうことが起きてしまったことについては、総括をしていただきたいと思うんです。当然ながら、町長自身の不祥事でもありません。しかし、部下の犯罪です。ところが、民間企業における横領ではなくて、法的強制力を持つ町行政の税の徴収業務の中で起きた横領事件であります。町民の苦難、生活困窮を無視した税の徴収方針の中で生まれた犯行として受けとめるべきと考えます。

7月12日に配信された関西テレビの報道の中で、町長のコメントがあります。収納促進のため努力していたということで、我々もその手腕を買っていたというのが軽率だったと載っています。また、全協などで収納の対策チームに派遣をして、ノウハウを勉強してもらったところで、この小島を異動

させるわけにはいかなかったと。長くなったけども、こうなったんだというところで言われていますが、その点でも町長の人事配置のミスなり、不始末、不手際があったというのを率直に今現在でも認めなければならないのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○木村議長 町長。

○北川町長 議員が今言われたとおり、小島君については、平成21年4月採用で税務課に配置がされた。これは前任者がしたわけですが、そうした中で私が平成21年11月10日就任の時点ではもう既に税務課に配置をされて頑張っていた。その中で、私もそれからずっと6年余り、小島君の仕事ぶりを見てみると、結果的にはだまされたようなものですが、真面目にあまり無駄口をたたかずに、朝も7時ごろから毎日来て、一生懸命仕事をしていたというような姿を見ておりました。税務課の職員からは真面目に頑張っているなあという声も聞かれたというようなことから、収納促進チーム、県のそういうところにも研修に行ってもらって、徴収対策あるいは滞納対策というものをしっかりやらしてもらおうというような意味合いで、長いことその場に配置をしていたというようなことが、結果としては大変な事件が発生する一つのつながり、きっかけになってしまったのかなという意味では、本人の性格がなかなか読み取れなかったということが悔やまれますが、これは謙虚に受けとめて、今後はそういうことのないように、人事異動についてもしっかりと適材適所を再度考えていきたいなと思っています。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 被害者の中にはサラ金まがいの催促をされた上に、支払いが済んだ途端、また請求書が届く。そして、Kが私がいるときに払ってくださいとまで釘を刺しているんですね。これは、北川町長の指示のもとで、最初も言いました、しっかりと滞納分を徴収すべき、これはもちろんそうです。けども、生活困窮者の状況をきちっと掌握して、分納という方法もあります。この指示のもとで忠実に強硬策を実行したのがKということができると言うんです。ですから、現時点でもこの教訓は明らかにして、その手腕を認めただけども、実際には北川町政のそういう滞納額を克服する、しかも、それは町民の暮らしの点でかけ離れた取り立てがあったことについて見抜けなかったわけですから、教訓とすべきだというように思いますが、いかがですか。

○木村議長 町長。

○北川町長 議員のおっしゃるとおりでございますので、反省をしております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 次に進みまして、Kにかかわる自己破産の経過と現状の報告を求めます。

- 木村議長 税務課長。
- 山田税務課長 平成28年2月に元職員代理人弁護士から破産予定の連絡を受けたことが始まりでございました。すぐ甲良町顧問弁護士と相談をしながら、債権調査表の回答、3月29日に破産開始手続が開始されましたことによりまして、5月から7月にかけて免責意見陳述に係る意見書、債権届出書の提出を行い、7月11日には債権者集会を開催されましたけれども、その集会では債権認否はされず、次回の債権者集会でその債権認否といったようなことが予定されているというような状況でございます。
- 以上でございます。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 別の角度から聞きますが、自己破産は完結をした、終結をした現状ですか。それとも、まだ途中ということですか。
- 木村議長 税務課長。
- 山田税務課長 私の理解では、自己破産の手続は決定されておりますので、自己破産自体は開始されているということでございます。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 自己破産の申請は、Kは何月何日にしていますか。
- 木村議長 税務課長。
- 山田税務課長 申しわけございません。ちょっと今、資料を見なければいけませんので、即答できませんので、後ほどお答えしたいと思います。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 それで、債権者集会の折に認定した被害額、これは約と言われております。正確に報告願いたいと思います。
- 木村議長 税務課長。
- 山田税務課長 それでは、被害総額、7月7日付で届け出をいたしました約3,370万というふうに被害額の額を申し上げておりました。具体的な数字を申し上げさせていただきたいと思います。届出破産債権であります公金横領と調査解明費の被害額総額につきましては、3,372万5,172円でございます。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 調査費以外の横領額は幾らになりますか、このうち。
- 木村議長 税務課長。
- 山田税務課長 そのうち、公金横領分の被害額といたしましては、3,004万2,206円でございます。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 それで、6番目に移ります。真の被害額が認定した被害額、約3,



000万と表現しますが、それを越えることが判明したと報告がありました。7月に提出を済ませた債権額を越えて町がKに請求できる法的な根拠、野瀬議員も西川議員も質問していると思いますが、改めてこの法的根拠があるのかどうか、お尋ねします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 顧問弁護士からは、請求する法的根拠ありませんけれども、請求できない法的根拠もないということでございますので、粛々と請求をするといったようなことで理解をしているところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、K側は抗弁することができて、勝利の可能性もあるという点が含まれていると思います。野瀬議員の質問に答えて明らかになったわけですが、現在想定されている最悪のケース、私が想定するケースですが、刑事告訴ができなければ不法行為による非免責債権に認定されない危険すらあります。そして、期限後に提出債権額を越える額、被害額が発覚した場合、町の請求権は留保されるものの、新たな裁判で町の主張が認められなければ、Kの弁済義務の根拠を失うということではないのですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 今、議員が申された内容のところにつきましては、昨日も答弁させていただきましたように、議員がおっしゃるように、別の裁判で争うことになろうかと思っております。ですから、請求はいたしますけれども、西川議員のときにも答弁いたしましたけれども、それが確実に取り立てができるかどうかということについては、この時点で明解に答えることはできないというようなことでございます。ただ、町としては顧問弁護士と協議をしながら、回収ができるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 Kの着服が特定できない今現在、そして、その特定ができるように調査をしていますが、大変あやふや、曖昧になります。それを不法行為による非免責債権として認定されるには、不法行為の証明が要ります。告訴が第一条件ですし、それ以外の不法行為による着服なんだという証明をどこでするつもりですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 基本的に領収書があれば、確実に裁判の方で証拠書類として出せるのかと思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 もちろん刑事裁判と民事裁判は訴訟が違います。けれども、刑事事件で立証のできる証拠がそろわない段階で、民事の裁判の証拠書類をどう

いうようにそろえるのかというのが私の質問でした。それで、告訴が延びれば延びるほど、横領罪の時効がありますよね。それに引っかかって請求できない部分があらわれてきますが、それはどうするんですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 そういったようなことにならないように、いち早く取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 他の議員に対する答弁を聞いていましたが、今までの質問、7カ月たった今も告訴できないということは、Kが横領した犯行の特定ができない。つまり、税務課長が繰り返し言っています立件可能な証拠がそろわないという現状を告白したのと同然だというように思います。この政治責任をどういうように果たしていくのか、そして、実務上の整理をする上でも、先ほどこから山田議員なども質問していますが、両センター分、特定された町民さんの収納分、明らかに特定できる犯罪の事実の範囲で、まず告訴することが大事だというように思いますが、町長の見解を求めたいと思います。

○木村議長 町長。

○北川町長 今、あまり難しいことは私もわかりませんが、告訴を小出しでするというようなことは多分できないと思うんですよね。したがって、告訴をする以上は1回きりという判断で、確実に告訴することによって、当然、起訴に持ち込めるという確証部分をきちっとそろえた中で告訴をしたいというような思いを持っておりますので、その時期が1カ月後になるのか、3カ月後になるのか、それは今の時点では私から申し上げることができませんが、そういう段取りで取り組んでいるということです。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 私たちの顧問弁護士さんの複数の方に聞きましたが、1回きりということは決まっていないということでありましたので、他の検討もお願いしたいと思います。

そこで、前税務課長の処分が甘過ぎるという点で批判が強いわけですが、それにどう応えるつもりですか。答えをお願いします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 昨日も質問がありましたけれど、審査会の方で審査をした結果でございますので、議員がおっしゃるように、この事件の発端となった課長やという意味合いのこともよくわかるんですけど、それはそれで一度処分はさせていただいておりますので、今回の処分についても見直すということはないということでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 公金横領事件に関連して発覚した当時の課長の不祥事であります。同時に、地方公務員法違反であります。去る9月2日に発表された不適切事務処理で、減給1割、2カ月、2人の職員が処分されていますが、これと比べてもバランスが合わないというように思います。長浜市職員の有印公文書偽造違反で停職6か月です。懲戒処分が報道されていましたが、全体の奉仕者としての身分を保証されているにもかかわらず、これは病気なら構いません。しかし、病気療養中の申請をしながら、コーチの仕事をしていて、無報酬だと本人は言うておられますが、そういう点では法違反は明らかですし、公務員としての怠慢、これも明確です。ですから、私は停職1か月ないしは2カ月が妥当だと、町民の方は首や首やと言われる方が多いですけども、妥当なところでいっても停職1か月、2カ月が妥当なところだと思いますが、見解を求めます。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 報酬をもらっていたテニスのコーチの件については、過去のことであれ、それは免れないという点で処分をさせていただいたということでございますし、病気療養中については、明確にそれに対する処分規定というのはないんですけれど、立場的な意味合いも含めて、病気療養中にテニスコーチをしていたことについては、信用失墜行為に当たるという意味で処分させていただきましたので、今回その処分を見直すということとはございません。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 改めて再考を求めておきたいと思います。

次に、南部工業団地計画についてお尋ねをいたします。計画そのものの町民合意が現在では乏しく、構想の大前提から根本的に見直す必要があるのではないかと思います。以下、質問します。

1つは、自然環境の保全、そして、農業立町、つまり、農業で成り立つ町、ないしはいろいろ衰退はありますが、農業でやっぱり頑張りたいという町でもあります。そういう点から見ると、その調和が図れないと思いますが、見解をお願いします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 甲良町の土地利用の考え方だと思います。現在計画している甲良南部工業団地の場所と今、立地している古河オートさんの2カ所につきましては、昭和55年ごろから町として工業団地としての適地であると当時の通産省の方へ届けていたと聞いております。また、農業につきましては、56年度から町全域圃場整備をしており、農地の保全がされているもの

であります。土地利用を考えますと、特に問題ないかなとは考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 将来、ため池の維持管理を池寺区に、1字だけに押しつけずに、何らかの方法で町や公的機関で責任を持つことも検討の視野です。そして、自然環境を守る上で、価値ある検討課題だと思います。しかし、現在、将来像も無視をして、取りつけ道路関係の部分的な用地買収を進める姿勢は容認できるものではありません。西明寺さんからも電話がありました。中の部分的な買収をしてどうするんやと。入口、そして、全体像、そして、南部工業団地そのものの理念などについてちゃんと話し合いをしたいと言っておられるんです。そういうことがないまま、一部分を購入したり、調査協力をお願いしたりすることはいかがなものかと、順番が違いうだろうという指摘があったと思います。この計画に際して、自然環境をいかに保全するか、より豊かな農産物の生産地として発展するためにどうするか、トータル的な見通し方針が必要です。そのことが今、見受けられないんですが、いかがですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 ため池の保全についてですが、取りつけ道路というか道路の拡幅の関係で地元さんの方と協議というか話し合いをさせていただきました。その話し合いの中でため池を維持するための機能は残していくということで、どういうふうに残すか、その後の管理をどのようにしていくかというのは、今後継続して協議していくという話にはなっておりますし、ため池全体の自然環境の関係ですが、当然、滋賀県は環境熱心県でもありますので、自然保護調査というのを1年かけてやる仕組みがあります。当然、その調査をして、県の会議で議論してもらって、そこでご意見を伺ってから開発というような流れにはなりますので、そういうプロセスを踏む予定はしております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、工業団地というイメージから見る生産工場ないしはいろんな物流の拠点などとは別のこともあり得ると、自然との調和の関係からそういう点での意見具申も出てくる可能性もあるというように今思うんですが、この点そういうことも視野にあると。つまり、進出してくる企業ないしは開発するところではどういようなものをつくっていくかについては、検討のまだまだ余地があるということですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 そもそもこの企業誘致の計画は、人口問題の関係に位置づけておりますし、安定した雇用を確保するというような考え方をしております。その中でこれから来てもらう企業を募集というか、誘致活動をするんですが、実際どういう企業が滋賀県を望んでいるかというのも今後、県

の情報を聞きながら、甲良町にとってどういう企業がええのかというような選定をしながら進めていきたいと思っておりますので、現時点でどの産業、どういう企業やということはまだ決めておりません。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 人口減少問題に対応するというので課長からいみじく答弁がありました。順序がやはり僕は違うと思うんですね。この点、人口減少対策を同時に進める、ないしは先行させて、そこで若い方、雇用を望む方がどんどん入ってくる。今現在はどんどん出ていく、流出の方が多いわけですから、それを食い止める上でも住んでよかった町、住みたい町をどうつくるのかがうんと先行しなければならないわけですが、人口対策にこの工業団地そのものなるのかという点では直接つながらないというように思うんですが、以前も質問しました。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 人口問題につきましては、甲良町のまち・ひと・しごとの総合戦略というのを作成しまして、その戦略を進めることが対策になると考えておりました。今後5年間の計画を立てております。その中で、38事業プラス1ということで、全員協議会の方でもこういうふうな整理をさせてもらいまして、ここに一応、38事業を掲載して、今後こういう計画をやっていくと。たちまち27年度の実績はこれで整理して、今後ここを進めるというのをまとめましたので、これはもう報告させてもらっています。これを進めるのが対策やと。その中の1つに企業誘致も位置づけておりますので、当然それも並行して進めますし、ほかの施策も当然並行して進めますので、まずは向こう5年間、この計画にのっかってやっていきたいなとは考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われましたが、平成28年度で予算化されたのは、出産祝い金の2万円、そして、昨日可決した、これは国、県の制度、小学校3年生までの児童がいるところの第2子、第3子の軽減の条例ができました。けれども、それ以外の対策、子育て応援の充実の策についてはまだこれからということ。そうしますと、この点では北海製缶の誘致や、それから北落工業団地の造成、企業誘致においても、町内の人口増加どころか定着にも貢献できなかったのが実績ではなかったかと思っております。まずここから教訓をくみ出して学んで、子育て応援、それから定着ができる町、施策以前のこういう不祥事をなくしていくことも以前から提案していますが、この点も大事だと思っておりますが、いかがですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 当然この計画は企業誘致だけではなく、子育てのことも書かれていますし、たちまち住んでいただく場所の確保も今年度予算をみて、分譲地が可能かどうかという調査業務も入っております。現在その業務も進めておりますので、住んでいただく場所も選定できましたら、当然そこには分譲地として住んでもらう場所も確保していきたいと。それにあわせて住んでもらえるような施策で子育ての充実をしていって、住める人が子育て施策を選べるような幾つかのパターンをつくっていききたいなどは考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 以前も言いましたが、そういう施策が定着して、人口の増加をみるには5年、10年というスパンが要るわけですから、この間に大きなハード事業がされて、予算はそっちに回ってしまうということになって、逆立ちをしないように改めて指摘をしておきたいと思うんです。

それで、野瀬議員も質問しましたが、経済情勢の悪化や設備投資の先行きの不安の中、進出希望の企業の掌握を具体的にはしていないという答弁でしたが、その後わかったことはありますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 具体的な企業はあれですが、常に県の企業誘致推進室の方と意見交換をしていますので、幾つか進出企業の要望があるとは聞いております。今後、中間デベロッパーを選定してから、県の情報をもとにいろんな角度で誘致活動をしていきたいなどは考えおります。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、立地条件そのものなんですが、これは十分というように考えておられるのか。最初に、この立地条件を考える上で、町として設定するハードル、こういうハードルを越えていかねばならないというハードルは計画の中にありますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 立地的には湖東三山スマートインターができましたので、交通のアクセスは十分やと考えていますし、地盤の固さについても古琵琶湖層ということで、多賀の工業団地の質と一緒ですので、そういうことは問題ないとは思っております。ただ、進入道路の下水道等のインフラについては、やっぱり町の方で整備が必要やなどは考えています。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 いろんな困難が想定されるだろうという点で、この困難なところを1つずつ項目を上げるという作業ができていないというように思いましたが、私から言いますと、まず307号の峠道の交差点をつくらねばなりません

ん。交差点拡幅が必要となり、新たな用地買収ないしは借り入れという方法もありますが、この課題があります。それから、往路復路が1本です。交通量の問題があります。それから、災害時には奥のロータリーのみで避難路がありません。それから、当初計画では西側からのアクセス道路は今後の検討課題だと言いました。進入路は307号側のみで大変危険だという点は誰もが指摘をしている点です。それから、道路設置を予定しているため池周辺の地質、これは粘土質だと地元の方から聞いています。この点、大丈夫かという点、それぞれ大きな予算も投入しなければならないし、相手さんの協力も求めなければならないハードルがある。そのハードルをどうしようにするのかという計画を再度お尋ねしますが、どうされますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、考えておりますのは、中間デベロッパーをまず選定させていただきまして、当然誘致活動を行う中でそういう話も出てこようかなとは考えておりますので、その課題が出てきたら、1つずつ検討していきたいなどは考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 やっぱり違うんですね。中間デベロッパーを委託する前に、町としては一番、私が気になるのは307号の峠道の交差点です。ここに危ないから信号機をつけますと、両方が坂道、そして、冬は凍ります。今でも事故が起きて、スリップ事故がよく起こる場所だと聞いています。そういう点も町がそのハードルをどのように乗り越えるのかという展望をきちっとつくることから始めなければならないということを指摘しておきたいと思います。

⑤の当初計画、中間デベロッパーMKの話が出ていましたが、これはどうなんでしょうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 MKさんにつきましては、滋賀県の方がMKさんと接触がありまして、今までやと造成してから企業を呼ぶんですけど、企業が決まってから投資するという新しいやり方の企業があるということで紹介されまして、以前も説明させてもらいましたが、滋賀県の方で5つの市町が一応、話を聞きに行くというようなことがありました。そこで、甲賀とうちが脈があるということでしたので、どういうやり方かというのをMKさんの方と教わりまして、まあまあそれなら決まってから投資するのだというようなことで、甲良町の方としてもそういうやり方があるのではないかなど。ただ、同じ手法の業者さんが何社かあるということでしたので、そういう業者さんを選定するためにこれから公募していくというように考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 町としてどういうようにしてこの大林組の土地を活用するのかという検討がやはり十分でないというように私は思いますね。ですから、これは計画書の中に丸投げにならないようにというのをわざわざ丸投げを書いて、それにならないうようにしているんですけども、今の段階で町はこういうように開発して、こういうように活用していきたい、そして、人口減少問題にも貢献できるようにと。だけども、そのイメージ、そして、そのアクセスしていくプログラムがありません。こういう点では丸投げにならざるを得ないというように私はと思いますが、どういうように町としての絵を描く、線をつくっていくというように考えておられますか。委員会ないしは有識者の会議が必要だというようにと思いますが、いかがですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、思っておりますのは、昨日も言いましたが、まず中間デベロッパーを決めるための覚書をつくりまして、その覚書の中で町の雇用のこととか、町の意向に沿うように募集するとかいうような項目を入れる予定はしております。当然、土地を譲渡しますので、そういう絡みもありますので、募集が決まったら、立地企業さんと町と中間デベロッパーさんで協定書を作成する予定です。そこで細かいことを書く予定はしておりますし、そのたたき台をつくっておりますので、それができた段階で議会の方と協議をさせていただきたいなどは考えております。特段これ専用の委員会なり、検討委員会なりは今のところは考えておりません。

○木村議長 西澤議員。申しわけないですけど、時間が迫っていますので、3の方にはいけないかと思うんですが、まとめてください。

○西澤議員 ちゃんと言います。このように問題が大きく矛盾を抱える計画は、いったん、立ち止まって白紙に戻して再検討するというのが一番の選択だというように私は思います。何よりもこの計画が人口減少対策になるという根拠は極めて薄弱です。その上、横領事件が未解決、そして、職員の不祥事が相次いでいては、町民の合意も意識も前進しないことを指摘しておきたいと思います。

あと、3、4、5を質問状で出しておりますが、何らかの形、要請書の形で9月、10月に提出をし、要望の反映、要求の反映、町の発展のために尽くしたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○木村議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

(午前11時39分 散会)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署 名 議 員 山 田 裕 康

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣